

■ 「不服申立て」と「異議の申出」

《不服申立て》

- 行政庁（国・地方公共団体のために、自ら意思決定を行い、これを外部に表示する権限を有する国・地方公共団体の機関）の違法又は不当な処分、公権力の行使に当たる行為、不作為について、行政庁に対しその処分の取消しや行為の変更又は当該不作為に係る処分を行うよう救済を求めるもので、行政不服審査法に基づく手続きです。申立ての対象となる行為は、これらの行政処分などであることが求められ、また、個人の具体的な権利利益の救済を目的とするものに限られます。
- 「不服申立て」には、「異議申立て」、「審査請求」、「再審査請求」の3種類があります。

《異議の申出》

- 行政不服審査法に基づかない不服の申立ての方式で、法律によるものとしては、地方自治法に基づく直接請求の署名簿の署名に関するもの、公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録に関するもの、地方自治体の議会の議員及び長の選挙の効力に関するもの等があります。
- この「異議の申出」の制度は、行政処分や個人の具体的な権利利益の救済に関係がなくとも、住民投票条例に設けることは可能です。